

長 建 産 発 第 2 6 号  
令 和 2 年 6 月 2 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

令和2年度 農薬危害防止運動の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省、農林水産省及び環境省においては、本年も間もなく本格的な農薬使用の時期を迎えることから、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底するため、農薬危害防止運動実施要綱を策定し、これに基づいて本年6月1日から3か月間を農薬危害防止運動期間として、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしており、今般、同運動の実施について、全国建産連を通じ国土交通省大臣官房長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。